

台風18号等による被災地の災害査定を実施

～いち早く査定を実施し、予算措置を迅速化します～

台風による被災地の早期復旧に向けた災害査定を平成29年11月27日（月）から実施します。

1. 被害状況

これまでに府県・政令市から報告を受けた、府県・市町村等が管理する河川、道路などの公共土木施設や農地・農業用施設等の被害状況は、近畿2府4県の合計で「9月17～18日台風18号豪雨」は、3,545箇所、約111億円、また「10月21～23日台風21号豪雨」は5,598箇所、約425億円（11月15日現在）となっています。

詳細は別添資料のとおりです。

2. 災害査定の実施

台風18号、21号関係の災害にかかる災害復旧事業費の査定を11月27日（月）から実施します。

早期の完了を目指して、順次進めてまいります。

3. 円滑な災害査定実施に当たっての対応

- 査定に当たっては、過去の大規模災害発生時と同様に査定の早期かつ円滑な実施に向けて査定の簡素化を図るなど、組織全体で取り組んでいます。
- 大規模災害発生時に備えて、多くの査定（立会）経験者を育成するなど、日頃から要員確保に努めています。
- 申請者の各府県等には、被災地の早期復旧に向けて査定前の工事着工を積極的に行うよう周知しているところです。
- 復旧工法等の事前協議や相談の窓口を設けて、早期の災害査定が可能となるよう努めています。

（参考）直近の査定の実施予定

・11/27～12/1	京都府	公共土木施設（河川等）	149箇所	査定官、立会官各6名派遣
・11/27～12/1	京都府	農地・農業用施設	30箇所	査定官、立会官各2名派遣
・11/28～12/1	兵庫県	農地・農業用施設	41箇所	査定官、立会官各2名派遣
・11/27～11/28	奈良県	公共土木施設（河川等）	2箇所	査定官、立会官各1名派遣

※近畿地方整備局や近畿農政局の主管施設以外の施設（林道など）も11月27日から査定を開始。

※また、上記日程以降も、府県・市町村からの申請に基づき、順次、災害査定を実施予定。

【お問い合わせ先】
・近畿財務局 理財部主計第1課 06-6949-6364

別添

近畿管内（2府4県）の被害状況

（台風18号）

	公共土木施設		農地・農業用施設		林道等その他施設		合計	
	箇所数	億円	箇所数	億円	箇所数	億円	箇所数	億円
大阪府	-	-	5	0	-	-	5	0
京都府	532	57	1,801	12	103	3	2,436	73
兵庫県	235	24	792	12	67	1	1,094	37
奈良県	1	1	-	-	-	-	1	1
和歌山県	-	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	-	-	2	0	7	0	9	0
計	768	82	2,600	24	177	4	3,545	111

（台風21号）

	公共土木施設		農地・農業用施設		林道等その他施設		合計	
	箇所数	億円	箇所数	億円	箇所数	億円	箇所数	億円
大阪府	100	54	354	15	102	1	556	71
京都府	363	43	698	11	133	3	1,194	57
兵庫県	145	21	645	20	85	3	875	44
奈良県	714	118	908	25	102	2	1,724	145
和歌山県	258	55	414	17	149	5	821	77
滋賀県	51	17	226	12	151	3	428	31
計	1,631	308	3,245	100	722	16	5,598	425

（合計：台風18号+台風21号）

	公共土木施設		農地・農業用施設		林道等その他施設		合計	
	箇所数	億円	箇所数	億円	箇所数	億円	箇所数	億円
大阪府	100	54	359	16	102	1	561	71
京都府	895	101	2,499	23	236	6	3,630	130
兵庫県	380	46	1,437	32	152	3	1,969	81
奈良県	715	119	908	25	102	2	1,725	145
和歌山県	258	55	414	17	149	5	821	77
滋賀県	51	17	228	12	158	3	437	31
計	2,399	391	5,845	124	899	20	9,143	535

（注）単位未満を四捨五入

※この他にも近畿地方整備局管内の福井県においても被害が生じています。

災害査定立会の概要

地震や台風、豪雨等の自然災害により道路や河川、学校等の公共的な施設や、農地・農業用施設等が被災したときは、被災した公共施設等の管理者（地方公共団体等）がその復旧を行うこととなりますが、一定の要件に該当する復旧事業については、国がその経費を負担または補助する制度があります。

[地方公共団体等]

被災した施設等の管理者（地方公共団体等）は、被災箇所の復旧事業計画を策定し、施設を所管する主務大臣（国土交通省、農林水産省等）に対し災害復旧事業費を申請します。

なお、災害現地で申請内容について説明します。



～被災～ 【写真提供：兵庫県】

財務局
(立会官)



[財務局]

財務局は、財政を主管する財務省の立場から、係官（立会官）を災害現地に派遣します。

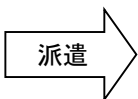
立会官は、主務省が行う査定の厳正公平（注）を期するために立ち会い、災害の状況や国が負担する災害復旧事業費の調査を行い、災害査定官とともに現地で災害復旧事業費を決定します。

（注）復旧範囲・工法等については、各省庁間及び各地域間のバランスを保った公平かつ適正なものではありません。

地方公共団体等
(申請者)



主務省
(災害査定官)

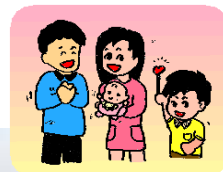


現地で
災害復旧
事業費の
決定



[主務省]

申請を受けた主務省は、災害現地に係官（災害査定官）を派遣し、災害復旧事業費の査定を行います。



～復旧後～ 【写真提供：兵庫県】

財務局、主務省は、できるだけ速やかに災害復旧事業費の予算措置を講じることにより、早期に適切な災害復旧が行われ、一日も早く被災地域の生活環境の安定が図られるように努めています。